

定 款

パ ス ロ ジ 株 式 会 社

平成12年 2 月18日	作	成
平成12年 2 月22日	定款認証	
平成12年 2 月24日	会社設立	
平成12年 4 月14日	改	正
平成12年 8 月25日	改	正
平成16年11月25日	改	正
平成17年 3 月10日	改	正
平成17年 9 月29日	改	正
平成18年 2 月17日	改	正
平成18年 7 月10日	改	正
平成18年 8 月25日	改	正
平成30年 9 月26日	改	正
平成30年 9 月29日	改	正
平成30年10月 1 日	改	正
令和 2 年 9 月29日	改	正
令和 3 年 9 月29日	改	正
令和 3 年10月 5 日	改	正
令和 4 年 9 月 1 日	改	正
令和 4 年 9 月29日	改	正
令和 5 年 3 月 1 日	改	正
令和 7 年 9 月29日	改	正

目 次

第1章	総 則
第2章	株 式
第3章	株 主 総 会
第4章	取締役及び取締役会
第5章	監査等委員会
第6章	会 計 監 査 人
第7章	計 算

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、パスロジ株式会社と称し、英文ではPasslogy Co., Ltd. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
2. 経営一般に関するコンサルタント業
3. 市場調査業務の企画・実施及びそのコンサルタント業
4. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの輸出入
5. コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、リースならびに保守サービス
6. 上記4、5に関する調査分析ならびにコンサルタント業
7. インターネットの接続業
8. インターネットに関する技術指導ならびにコンサルタント業
9. 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行ならびに販売
10. 各種講演会、その他催物の企画、制作、運営
11. 上記各号に関する一切の付帯業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8, 000, 000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故がある時は、予め取締役会において定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、10年間本店に備え置く。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
3. 取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(業務執行)

第27条 取締役社長は当会社の業務を統括する。

2. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議)

第34条 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当会社は取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第26回定時株主総会前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。